

株主各位

会社名 ニッパツ（日本発条株式会社）

証券コード 5991（東証プライム市場）

**「第106期定時株主総会招集ご通知」一部訂正に関するお知らせ**

当社（本社：横浜市、代表取締役社長：上村和久）「第106期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正をお知らせいたします。なお、訂正後の「第106期定時株主総会招集ご通知」につきましては、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。

## 記

## 1. 訂正理由

当社は、2025年6月25日開催の第105期定時株主総会決議をもって、取締役に対する株式報酬制度の一部を改定いたしました。このたび当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載、また、株主様宛に発送いたしました「第106期定時株主総会招集ご通知」において、改定前の内容で記載していたことが判明いたしました。

## 2. 訂正箇所

「第106期定時株主総会招集ご通知」 42～44頁

事業報告 4. 会社役員に関する事項（2）取締役および監査役の報酬等の額

## 3. 訂正内容

訂正後の42～44頁全文を掲載しております。また、取締役に対する株式報酬制度の改定に関する訂正箇所に下線を付しております。

## 【訂正後】

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

## ① 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		固定報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	585 (44)	326 (44)	165 (-)	93 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	88 (14)	88 (14)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	673 (59)	414 (59)	165 (-)	93 (-)	15 (6)

(注) 上表には、2025年6月25日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した顧問2名を含んでおります。

## ②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る指標は、グループとしての経営成績を適切に示す指標として、連結経常利益を採用し、連結経常利益に応じて支給額が増減する算定方法となっております。具体的には、取締役（社外取締役を除きます。）の賞与は、当期の連結経常利益の水準に基づいて決定される部分と連結経常利益の対前期比増減額に基づいて決定される部分から構成されております。

## ③非金銭報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも含めて株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を本信託を通じて給付するものです。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## ④取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第104期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は4名）です。また、当社の監査役の報酬限度額も、同日開催の第104期定時株主総会において、年額120百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。

さらに、上記の報酬枠とは別枠で、2025年6月25日開催の第105期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」を決議し、導入しております。取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は100,000ポイントを上限としております。取締役に付与されるポイントは、当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は5名です。

## ⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2025年6月25日開催の取締役会において当該決定方針を決議しております。

#### イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、個々の取締役の職位ごとの職責を踏まえた適正な水準とすることを方針としております。具体的には、取締役の報酬は、金銭報酬としての固定報酬、業績連動報酬、および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

金銭報酬は、職位ごとの職責に応じた月例の固定報酬および業績連動報酬としております。業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映し、当期の連結経常利益の水準とその対前期比増減額に基づいて算定された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図るインセンティブを付与するため、株式給付信託による譲渡制限付株式報酬としております。毎年一定の時期に役位に基づくポイントを付与し、ポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付するものとしております。

固定報酬と業績連動報酬、株式報酬の割合については、株主との利害共有、企業価値の継続的な向上に則した適切な支給割合といたします。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、任意の指名報酬委員会での助言を踏まえた代表取締役による協議にその具体的内容の決定についての委任を行うものとします。

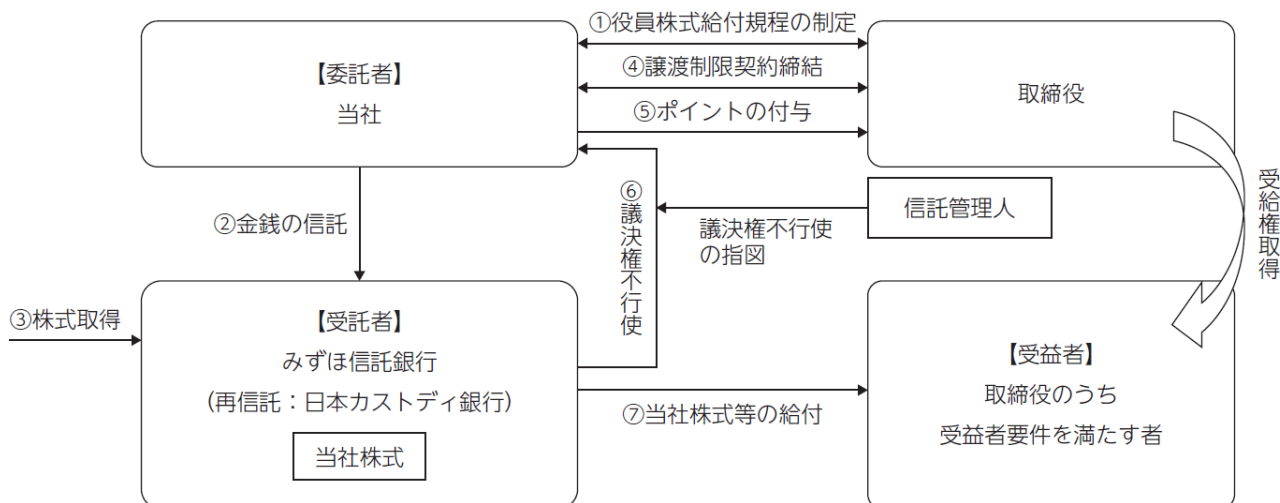
#### ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記決定方針に従って算定された報酬額であることおよび任意の指名報酬委員会の助言を経ているものであることを代表取締役の協議にて確認しており、取締役の個人別の報酬等の内容は上記決定方針に沿っているものであると取締役会は判断しております。

#### ⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月25日開催の取締役会にて、代表取締役会長 茅本隆司氏、同社長 上村 和久氏、同副社長 高村 典利氏、同副社長 堀江 雅之氏の協議に、取締役の個人別報酬額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬および業績連動報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績および各取締役の職務執行状況を考慮したうえで、個別報酬額の決定には、代表取締役による協議が適していると取締役会が判断したことによります。なお、委任された内容の決定にあたっては、任意の指名報酬委員会がその妥当性等について事前に確認しております。

< 参考：株式給付信託（BBT-RS = Board Benefit Trust-Restricted Stock）の仕組み >



- ① 当社は、株主総会で承認された株式給付信託制度の枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社では、①の株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方式により取得します。
- ④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、原則として、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、原則として、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【本件に関する問い合わせ先】

ニッパツ 企画管理本部 総務部 Tel. 045-786-7511

以上